



就学援助についてのお知らせ（令和8年度用）

志木市教育委員会

志木市では、経済的な理由により教育の機会が失われないよう、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方に、学用品費（一部）や学校給食費などの援助をしています。

1 援助を受けることができる方

志木市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯の年間総所得金額が定められた金額以下の世帯
- (2) 特別な事情で、学校で必要な費用（学用品費等）にお困りの世帯

2 令和8年度の変更点

新入学学用品費について、小学校は 57,060 円から 64,300 円へ変更されました。入学前に受給された方は、差額 7,240 円を 2 学期に支給します。

中学校は、63,000 円から 81,000 円へ変更されました。入学前に受給された方は、差額 18,000 円を 2 学期に支給します。

3 就学援助の主な内容

援 助 対 象	小学校	中学校	支給時期
学用品費（年額）	11,630 円	22,730 円	・ 学期ごとに分割支給
通学用品費（年額）	2,270 円 〈1 年生を除く〉		
新入学学用品費 （年額）	64,300 円	81,000 円	・ <u>令和8年4月1日付け認定者は、1 学期末に全額支給します。</u> ・ <u>小学校及び中学校の入学前に受給された方は、2 学期に差額支給します。</u>
学校給食費	実費相当額		・ 学期ごとに分割支給
校外活動費	実費相当額 〈参加者のみ〉		・ 学校からの報告に基づき支給
宿泊活動費			
修学旅行費			
オンライン学習通信費	年間限度額 15,000 円 〈実施状況により月額支給〉		・ 学期ごとに分割支給（世帯単位）
医療券	学校での検診により治療勧告を受けた疾病 （トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病）		

◆ 問合せ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡 1-1-1
志木市教育委員会教育政策部 学校教育課

電話：456-5366（直通）